

### お知らせ

**「定額減税補足給付金(調  
整給付)」の申請はお済み  
ですか?**

対象となる方には8月13日  
①から順次、申請書を送付し  
ています。期限を過ぎると給  
付を受けられませんので、申  
請をする方はお急ぎください。

◆申請期限 10月31日①  
【申請・問合せ】  
〒297-8511

茂原市道表1  
定額減税補足給付金事務局  
(2階)  
【コールセンター】  
☎0120(68)3047

※11月29日①  
8時30分〜20時

お困りごとお聞きします!  
9月・10月は  
「行政相談月間」です

総務大臣から委嘱された行  
政相談委員が、行政相談所を  
開設し、皆さんからの行政に  
関するお困りごとをお聴きし  
ます。秘密は厳守されますの  
で、お気軽にご相談ください。

◆相談日

①第2火曜日 13時〜16時

茂原市役所

②第4木曜日 13時〜16時

本納公民館

※予約不要

◆費用 無料

☎生活課(2階)

☎1505 FAX201600

### シニア向け スマートフォン教室

◆日時

①11月7日①、②11月13日①

9時30分〜11時30分

◆場所

①茂原市役所

②豊岡福祉センター

◆内容

①スマホの基本とLINE体験

②スマホの基本と防災対策

※練習用スマホによる受講と  
なります。

◆対象

市内在住のおおむね60歳以  
上の方

◆定員 各20人(申込順)

◆費用 無料

◆申込

9月20日①10時〜10月18日

①17時まで電話にて

☎総務課(4階)

☎201519 FAX201602

### 対象者に年金生活者支援給 付金請求書が送付されます

年金生活者支援給付金は、  
公的年金等の収入やその他の  
所得額が一定基準額以下の年  
金受給者の生活を支援するた  
めに、年金に上乗せして支給  
されるものです。

新たに対象となる方には、  
手続きの案内が日本年金機構  
から順次送付されますので、  
同封のがきに必要な事項を記  
入し、同機構へ郵送してくだ  
さい。なお、既に給付金を受  
給している方は、新たな手続  
きは不要です。

◆対象

①老齢基礎年金を受給し、次  
の全てに該当する方

・65歳以上

・請求者の世帯全員の市町村  
民税が非課税

・前年の年金収入額とその他  
所得額の合計が87万8900  
円以下

②障害基礎年金・遺族基礎年  
金を受給し、前年の所得額  
が472万1千円以下の方

☎日本年金機構給付金専用ダ  
イヤル

☎0570(05)4092

### こころの不調を感じたら お気軽にご相談ください

9月10日は「世界自殺予防  
デー」、10日から16日までは  
「自殺予防週間」です。仕事  
やお金の悩み、健康や人間関  
係の悩みなどにより、こころ  
の病気を引き起こし、自殺に  
追い込まれる場合があります。

また、9月は学校の夏休み明  
けの児童・生徒の自殺につい  
て特に注意が必要な時期です。  
市では身近な相談窓口とし  
て、臨床心理士による「ここ  
ろの健康相談」を実施し、抱  
えている不安の軽減に向けて  
支援しています。

◆日時

9月30日①(10月以降も月  
1回実施)

9時30分〜10時45分、  
13時15分〜14時30分

※要予約

◆場所 保健センター

◆内容 臨床心理士によるこころの  
相談

【予約・問合せ】

保健センター

☎(25)1725 FAX(25)1865

### 全年齢向け 再就職支援セミナー

千葉県ジョブサポートセン  
ターとの共催により、再就職  
を支援するセミナーを開催し  
ます。また、セミナー受講者  
は就職するまでの生活、就労  
に関する個別相談もできます。

◆日時 9月24日①

①セミナー 10時〜12時

②個別相談 13時30分〜16時

◆場所

市役所1階102会議室

◆対象

①就職活動中の方(在職・求  
職中問わず)

②セミナー受講者

◆定員

①30人、②4人

◆申込

9月13日①までに電話にて

※定員に達し次第受付終了

◆費用 無料

※①は雇用保険の求職活動実  
績の対象となりますので  
「雇用保険受給資格者証」  
をお持ちください。

【申込み・問合せ】

商工観光課(6階)

☎(20)1528 FAX(20)1604

